

令和7年度事業計画（重点項目）

一般社団法人 糸島医師会

はじめに

本会定款第3章「目的及び事業」に則り活動を行う。医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉を推進することを目的とし、県医師会・糸島市と連携を取り活動を行う。

多発する大規模災害や今後起こりうる新興感染症等の有事に備え、行政と緊密な連携を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を機に急速に活用が進んだ ICT を積極的に活用して、本会からの情報や日々諸所から発信される情報の速かな伝達に努める。

ここ数年、正味財産の減少が続いているが、法人の健全な経営に努力する。

1. 医の倫理の高揚と医療安全の推進

日本医師会の「医の倫理綱領」、「医師の職業倫理指針」を徹底し、自浄作用、個人情報保護、診療情報提供の更なる普及促進を行う。また、会員・従事者への研修等を通して、医療安全確保対策の充実を行う。

2. 生涯教育の充実

日本医師生涯教育制度の申告率向上をはかるとともに、研修の場を提供し医師はもとより地域における医療従事者の医療の質を向上させる。WEB システムの有効活用を図るとともに、時流にそったテーマの選定を行い、より多くの会員・従事者が生涯学習に参加できるような履修環境を整える。引き続き糸島歯科医師会、糸島薬剤師会等との学術交流を図る。

3. 災害医療体制の整備

糸島市とともに、大規模災害時における医療提供体制等に係る課題と対応策を共有するとともに、救急告示病院、開業医などの災害時の役割を明確にし、災害医療研修、訓練を充実させ、スキルアップに取り組む。

糸島市の一部は玄海原発の UPZ（発電所から概ね 30km 以内）に含まれ、有事の際には会員が中心となって安定ヨウ素剤の配布を担う必要がある。今後も会員に原子力防災訓練に参加していただき、危機管理意識を維持するとともに、災害医療に関する研修会も含め、会員に日頃から再確認を促す。また、大規模災害時における体制構築にむけ、福岡県、糸島市と協力する。

4. 地域包括ケアシステムの推進

引き続き病診連携・診診連携を進め、効率の良い医療や介護体制の構築に努める。在宅医療・介護連携拠点センターを中心に、多職種との連携を深め、糸島市の在宅療の充実と効率化に取り組む。

市民が住み慣れた町で安心して暮らせるよう切れ目のない在宅医療・介護連携体制の充実と、アドバンス・ケアプランニング（ACP）に関する啓発を図る。

市民の在宅医療、介護に関する理解を深めるための「在宅医療推進市民フォーラム」を開催する。

5. 地域医療提供体制の整備

行政や関係機関と協力し、かかりつけ医機能を中心に病診連携のさらなる充実・強化を図る。

認知症サポート医と協力して糸島市における認知症対応力を維持、向上させる。糸島市認知症初期集中支援チームの活動を支援する。

地域医療構想や外来医療計画等を踏まえ、今後起こりうる新興感染症等の有事も対応した地域に最適な医療提供体制が実現できるよう行政と協力する。

6. 地域保健活動の推進

予防接種、特定健診、各種がん検診等の受診率の向上を推進し、市民の健康啓発と健康寿命の延伸を目指す。うつ病、自殺防止対策や児童虐待防止対策について、各診療科間、行政や関係機関と情報共有を図り、一体にすすめる。

令和7年度 事業計画

継続事業①（地域住民の健康保持・増進を図る事業）

事業の概要

本会は、地域住民の健康の保持・増進を目的として、下記事業を行う。

【事業内容】

◎地域医療の質の向上を図る事業

この事業は、地域医療を支える医療従事者の医学・医術に関する知識の研鑽及び蓄積を通じて、地域医療の資質の向上を図ることで、地域住民の健康増進に寄与するものである。

①学術講演会

地域の医療従事者を対象に種々の診療分野における医療技術向上・最新医療情報習得のため、各専門分野の講師を招き、講演会を開催する。

②専門研修会

地域の医師や医療従事者を対象に、各専門分野別に研修会を開催し、専門的知識・技術の向上を図る。

◎地域医療体制を整備し、住民への安心・安全な医療の提供に寄与する事業

この事業は、地域における医療体制の整備・確保を通じて、地域住民の安心・安全と健康保持に寄与するものである。

① 災害対応マニュアル作成・組織整備、防災用品の備蓄

糸島地区において、突発的な大型災害事故が発生した場合に、本会は人命尊重と社会的使命に基づいて、公共的災害救助活動に積極的に協力し、組織的かつ迅速・適切に災害医療活動を行うことに努める。

災害時、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とすることを目的とした「災害時行動指針」の策定及び「大規模災害マニュアル」の改訂を行う。

② 在宅医療介護の連携推進

糸島地域の在宅医療介護の連携推進について多職種との連携をはかり、糸島市の地域包括ケア推進の取り組みと協働し、在宅医療介護の連携強化に努める。

在宅医療・介護連携推進事業について、「在宅医療・介護連携拠点センター」の運営を行う。同センターを中心に、在宅医療の質向上のための医療職・多職種を対象とした研修会、在宅医療・介護サービスの普及・啓発のための市民公開講座を開催する。在宅医療の環境整備および在宅医療を実施している会員への支援を行う。エリア会議による医療と介護の更なる信頼関係の構築を図る。在宅医療介護の社会資源名簿の更新を行う。

③ 地域医療提供体制の整備

行政や関係機関と協力し、かかりつけ医機能を中心に病診連携のさらなる充実・強化を図る。福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」の普及推進に協力する。糖尿病重症化予防のための連携システムならびに認知症連携システムについて、特定健診受診後の糖尿病連携シートを活用した連携体制づくり、認知症の早期診断と適切な医療体制づくりに行政と連携を密にする。

◎広報事業

ホームページほか、下記の方法を通じて、地域住民に対して健康の保持・増進に関わる様々な情報を提供する。

①他団体が行う地域住民向け講演会への講師派遣

地域住民の健康増進や医療に関わる知識普及のため、他団体が実施する講演会等に会員医師を派遣する。

②「救急の日」啓発事業

厚生労働省と消防庁が設定する「救急の日」（9月9日）及び「救急医療週間」において、啓発活動を実施する。

③ 感染症予防等啓蒙パンフレット作成事業

地域住民の健康増進や医療に関わる知識普及のため、感染症予防、がん予防、メンタルヘルス対策などのパンフレット作成を行い、啓蒙に努める。

④「市民公開講座」事業

地域住民の健康増進や医療に関わる知識普及のため、市民公開講座を開催する。

継続事業②（病児保育事業）

事業の概要

【目的】

本会は地域住民の「子育てと就労の両立」を支援し、児童の健全育成を目的として、下記事業を行う。

【事業内容】

◎病児保育施設の運営事業

糸島市からの委託事業（指定管理者）として同施設の管理運営を行う。

（施設名） 糸島市病児・病後児保育施設

その他事業①（会員相互事業）

事業の概要

【事業の内容】

本事業は、会員の相互扶助のため、次の福利厚生事業を行う。

会員福祉（懇親会、会員旅行等）、慶弔、見舞金制度、医報（会報）の発行、
新会員支援（新規指定医療機関社会保険指導）、各保険（健康保険、医師国民健康保険、介護保険）
制度研修及び情報提供、会員医療機関従事者等の健診支援、各種保険・税務及び融資等の情報提供・
仲介等、医療事故及び医事紛争の防止策研修及び情報提供

その他事業②（収益事業）

事業の概要

他団体等からの事務処理の委託等に伴う次の収益事業を行う。

- 1 事務処理協力費収入
 - ・各種団体からの購買に対する手数料収入
- 2 生命保険取扱い手数料
 - ・各種団体保険等の請求事務に対する手数料収入
- 3 駐車場及び家賃収入
 - ・駐車場及び臨床検査会社、医師会病院内売店に対する家賃収入

その他事業③（医師会病院運営事業）

事業の概要

「糸島医師会病院」の運営を行う。

「糸島医師会病院」は開放型病院であり、また、地域医療支援病院の使命である急性期医療と高度医療を担う病院として病診連携・病病連携を進め、患者さんに最適な医療を提供できるよう、日々研鑽するとともに、地域一体の医療提供体制を構築するため、地域医療機関に対し様々な研修会、症例検討会等を実施する。

その他事業④（休日・夜間急患センター支援事業）

事業の概要

糸島市から指定管理者として委託を受け、休日診療所（糸島市休日・夜間急患センター）を運営する。当急患センターは、糸島地域で唯一の休日夜間における初期救急医療機関として重要な役割を担っており、地域の医療機関との機能分化、連携強化を図ることで市民に安心の医療を提供する。管理体制として、医療従事者等の配置は医師（内科・小児科・外科）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、事務とする。

その他事業⑤（訪問看護事業）

事業の概要

「糸島医師会訪問看護ステーション」の運営を行う。

夜間又は休日等365日24時間電話対応できる体制をとり、緊急時に訪問を行う。

かかりつけ医との連携のもと、対応が困難な療養者、難病、終末期医療等の医療依存度の高い利用者、

さらに独居、生活困窮者などについては福祉行政と連携するとともに、24時間利用者が安心して在宅で過ごせるよう支援を行う。「病院・施設から地域・在宅」への架け橋となるべく、体制を強化する。

その他事業⑥（検診・予防接種事業）

事業の概要

糸島市から委託を受けて、疾病の予防・早期発見のために検診、予防接種を実施する。その実施に当たっては、主に当会会員である医師が実施主体となり、当会の事務局でその連絡調整、取り纏めを行う。

1. 学校検診

（1）心臓検診支援

学校医が行う心臓検診について、糸島市からの委託を受け、次の支援を行う。

当該支援にあたっては、会員医師で構成する本会学校保健委員会での実施方法等を検討することによって、検査精度と質の向上に努める。

- ・ 検診対象者：糸島市の小学校1年生・中学校1年生、及び内科検診において異常が認められた児童生徒
- ・ 1次検診支援（心臓調査票の準備及び学校への配布及び学校医と連携し心電図検査）
- ・ 心電図判読（心臓検診総合判定 福岡県メディカルセンターへ委託）
- ・ 2次検診支援（本会学校保健委員会心臓検診班（循環器専門医）により、異常所見者の精密検査を実施）
- ・ 生活管理指導支援（精密検査結果を受診者及び学校に報告し、学校での事後の管理指導が出来るように情報提供）
- ・ その他

学校保健委員会心臓検診班（委員は、会員の中から、主として循環器専門医で構成）において毎年、年度総括、諸問題の協議を行う。

（2）腎臓検診支援

学校医が行う腎臓検診について、糸島市からの委託を受け、次の支援を行う。

当該支援にあたっては、会員医師で構成する本会学校保健委員会腎臓検診班での実施方法等を検討することによって、検査精度と質の向上に努めるとともに、学校保健委員会腎臓検診班を設置し、糸島市の小・中学生を対象として学校検診で行われた尿検査の判定を行い、再検診すべき要検者を決定し、学校を通じて、要検者へ通達する。

2. 住民検診

（1）特定健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を実施する。実施に当たっては、関係医療機関協力の下、会員医師が当該業務を行うとともに、会員医師で構成する本会検診事業委員会でその実施方法等を検討し、各会員へその内容を周知することによって、質の確保に努める。

(2) 胃がん検診

50歳以上偶数年の住民に対し、関係医療機関協力の下、個別胃内視鏡検診を実施する。

(3) 乳がん検診

40歳以上偶数年の住民に対し、関係医療機関協力の下、個別検診を実施する。

(4) 子宮がん検診

20歳以上偶数年の住民に対し、関係医療機関協力の下、個別検診を実施する。

3. 予防接種

糸島市からの委託を受け、予防接種法に基づく定期の予防接種を実施する。その実施に当っては、関係医療機関協力の下、会員医師が当該業務を行うとともに、厚生労働省や日本医師会が公表している予防接種実施上の注意事項について会員医師へ情報提供するほか、予防接種研修会を行うとともに、予防接種担当理事がその実施方法等を検討し、各会員へその内容を周知することによって、質の確保に努める。

本会の諸事業や行政委託の諸事業もいずれも会員の協力のもとに運営されており、今後も会員各位の協力をもとに事業を遂行する。